

群馬県  
宅地建物取引士

登録申請の手引き

令和6年11月

群馬県県土整備部住宅政策課  
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号  
☎027-226-3525

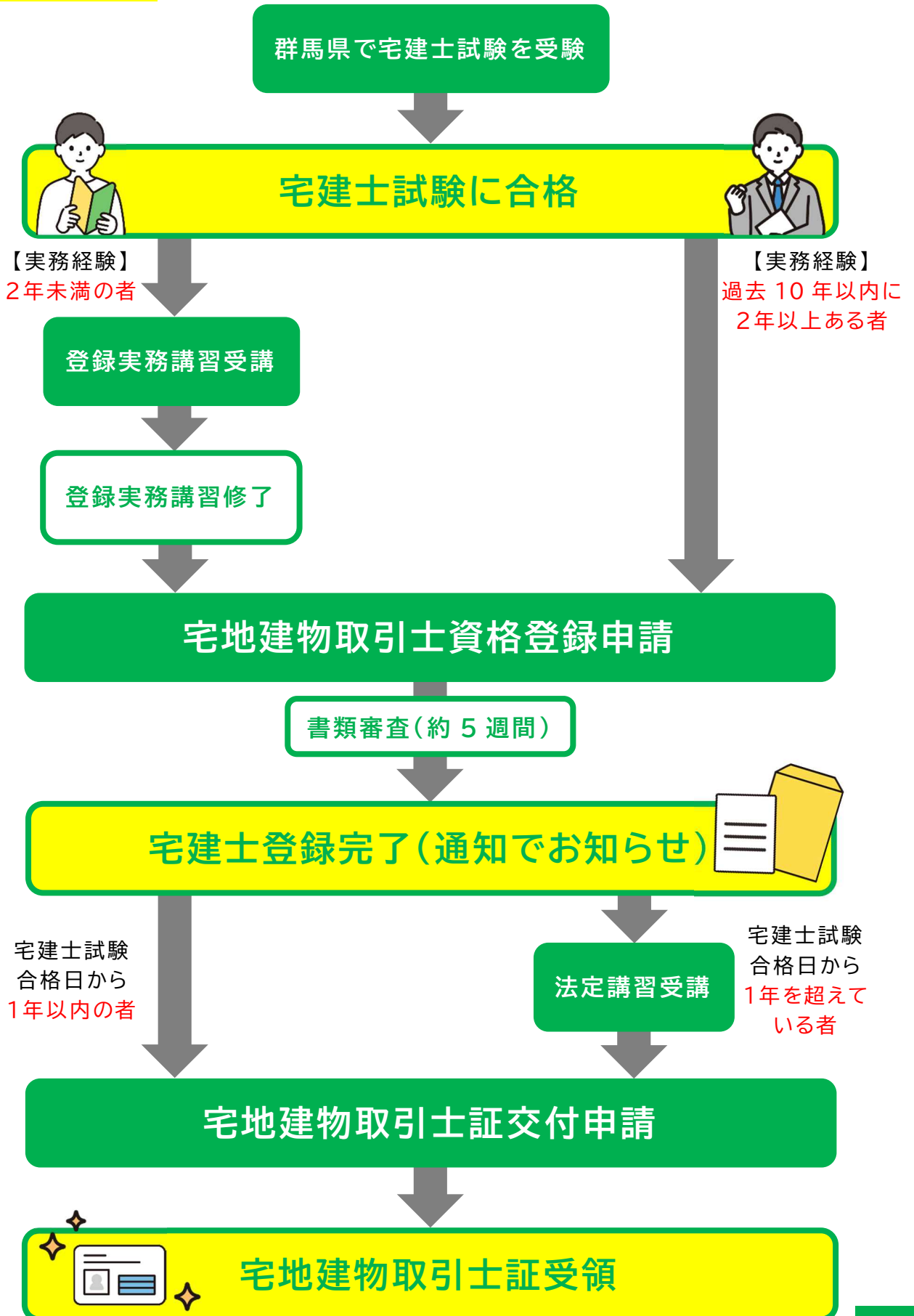
# 目次

## 1. 資格登録申請

(1) 登録の流れ .....	1
(2) 登録できる者 .....	2
(3) 登録申請に必要な書類一覧等 .....	3
(4) 登録申請の記載例(実務経験で申請する方) .....	6
(5) 登録申請の記載例(登録実務講習で申請する方) .....	8
(6) 登録申請の記載例(旧姓併記を希望する方) .....	10
(7) 誓約書の記載例 .....	11
(8) 実務経験証明書の記載例 .....	12
(9) 従業者名簿(登録証明用)の記載例 .....	14
(10) 市町村コード、大臣・都道府県コード、認定コード一覧 .....	15

# 1. 資格登録申請

## (1) 登録の流れ



## (2) 登録できる者

次の①～③のすべてを満たす者は、宅地建物取引士の登録ができます。

### ① 宅地建物取引士資格試験に合格している者

#### ② 次のア～ウのいずれかに該当する者

##### ア 宅地建物取引業者での実務経験が申請時から過去 10 年以内に 2 年以上ある者

※実務経験先である宅地建物取引業者に備え付けている「従業者名簿」に氏名等が載っていること。(他の仕事を兼務している期間や昼間部の学生である期間は認められません。)

※実務経験として算入できるのは、物件の調査・営業等、宅地建物取引業の具体的業務に携わった期間のみです。

宅地建物取引業の取引実績がない場合や主たる業務が宅地建物取引業でない場合は実務経験とは認めません。

※受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、このほか単に補助的な事務は、実務経験とみなしません。

##### イ 申請時から過去 10 年以内に登録実務講習を修了した者

※登録実務講習終了日から10年以内です。

修了証の交付日ではありません。

##### ウ 国、地方公共団体での実務経験が 2 年以上ある者

### ③ 宅地建物取引業法第18条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない者(一部抜粋)

#### 第 6 号

・禁錮以上の刑の執行が終了したか、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

※執行猶予期間中の方も該当します。

ただし、執行猶予期間が満了すればその翌日から登録申請できます。

#### 第 7 号

・次のア～エによる罰金刑の執行が終了したか、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ア 宅地建物取引業法違反

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定違反

ウ 刑法の傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任の罪を犯したこと

エ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したこと

#### 第 8 号

・暴力団員等

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

### (3) 登録申請に必要な書類一覧等

※本人による郵送又は窓口持参により提出してください。

◆提出部数: 各1部

◆提出先: 〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1(県庁22階北フロア)


群馬県住宅政策課宅建業係

◇電話: 027-226-3525(直通)

◇受付時間: 午前9:00~11:30 / 午後1:00~4:30(土、日、祝日を除く)

No.	提出書類	概要
1	登録申請書 (様式第五号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面に必要な事項を記入の上、カラー顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)を貼付</li> <li>※6か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真。</li> <li>※ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。</li> <li>※写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸がでないように注意してください。</li> </ul>
2	誓約書 (様式第六号)	
3	身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3ヶ月以内に発行されたもの</li> <li>※本籍地の市区町村で発行されます。<u>運転免許証等ではありません。</u></li> <li>※<b>外国籍の方は</b>、身分証明書の代わりに『本人が誓約した書面』を添付すること。(群馬県HP「宅地建物取引業者・宅地建物取引士に係る申請・届出様式」の『宅地建物取引士登録申請の一覧』から様式をダウンロードできます。)</li> </ul>
4	登記されていないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3ヶ月以内に発行されたもの</li> <li>※群馬県内の取扱窓口は前橋地方法務局(☎027-221-4466)です。</li> <li>※<u>証明事項のチェック欄は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」</u>です。</li> <li>※氏名(フリガナ)、生年月日、住所及び本籍を所定の枠内に明瞭に記入してください。</li> <li>※契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した『医師の診断書』でも可(3ヶ月以内に発行されたもの)。</li> </ul>
5	住民票の写し (原本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者本人の分(本籍・続柄の記載は不要)</li> <li>・<b>旧姓併記を希望される方は</b>、『旧姓が記載されている住民票抄本』</li> <li>・3ヶ月以内に発行された、個人番号が記載されていないもの</li> <li>※<b>外国籍の方は</b>、在留カード番号が記載されているもの。</li> </ul>

6	<p>登録資格を証する書面 (該当する①～③のいずれかの書面)</p>	<p><b>① 宅地建物取引業者での実務経験が申請時から過去10年以内に2年以上ある者</b></p> <p>次の(1)(2)の両方を添付してください。</p> <p>(1)実務経験証明書(様式第五号の二) (2)従業者名簿(様式第八号の二)のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験の証明期間と対応するもの</li> <li>・3ヶ月以内に発行されたもの</li> <li>・複数の支店で勤務した場合は、実務経験証明書の証明期間と対応するように、勤務したすべての支店の従業者名簿のコピーについて原本証明してください。</li> </ul> <p>・従業者名簿のコピーの余白に「<u>原本の内容と相違ありません。</u>」、<u>証明日</u>、<u>業者名</u>、<u>代表者名</u>を記載し、<u>代表者印(角印不可)</u>で証明すること。</p> <p>・ただし、従業者名簿の管理担当者及び責任者(管理担当者の属する部署の上席の者等)の氏名及び連絡先電話番号を記載したときは代表者印を省略できます。</p> <hr/> <p><b>② 申請時から過去10年以内に登録実務講習を修了した者</b></p> <p>(1)登録実務講習修了証(原本) ※登録実務講習終了日から10年以内です。修了証の交付日ではありません。 ※コピー不可</p> <hr/> <p><b>③ 国、地方公共団体での実務経験が2年以上ある者</b></p> <p>(1)実務経験証明書に代わるそれぞれの機関で発行された証明書</p>
7	<p>合格証書のコピー</p>	<p>※合格証書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本(3ヶ月以内に発行されたもの))を添付してください。</p>
8	<p>登録手数料 (①②いずれかの方法による37,00円分)</p>	<p><b>① キャッシュレス決済(37,000円)</b></p> <p>住宅政策課宅建業係窓口(県庁 22階)において、キャッシュレス決済が可能です。ご利用の方は、窓口までお越しください。</p> <p>※領収書は発行できません。「②群馬県証紙」の方法により現金で群馬県証紙をお買い求めの場合は、『売渡証明書』の発行が可能です。</p> <p>&lt;キャッシュレス決済手段&gt;</p> <p>(1)クレジットカード Visa、Mastercard、Union Pay(銀聯)、JCB、AMEX、Diners Club、DISCOVER</p> <p>(2)2次元コード(QRコード)決済 PayPay、au PAY、d払い、楽天PAY、J-Coin Pay、Union Pay(銀聯)、Alipay、WeChat Pay、JKOPAY</p>

		<p><b>② 群馬県証紙(37,000円分)</b></p> <p>群馬県証紙は、群馬県庁地下1階の売店で購入できます。(現金でのみお買い求めが可能です。)</p> <p>そのほかの場所でお買い求めの場合は、群馬県ホームページ「証紙売りさばき所」(下記 QR コード参照)で販売場所の御確認をお願いします。</p>  <p>←群馬県ホームページ「証紙売りさばき所」</p> <p>※群馬県証紙は、事前に購入して持参してください。          ※領収書の発行はできませんが、「<u>売渡証明書</u>」の発行が可能です。</p>
9	<p>従業者証明書のコピー(該当者のみ添付)</p>	<p>・宅地建物取引業者に勤務し且つ宅建業の業務に従事している場合に添付すること。</p>
10	<p>申請者本人が確認できる書類(郵送申請の場合のみ添付)</p>	<p>・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付き証明書のカラーコピーを添付すること。          ※マイナンバーカードは、個人番号(マイナンバー)の箇所をマスキングしてコピーしてください。</p>

※QRコード(R)は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

◆様式ダウンロード(群馬県ホームページ)

<https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/10916.html>



←群馬県ホームページ  
「宅地建物取引業者・宅地建物取引士に係る申請・届出様式」







3 1 0

# 登録申請書

(第一面)

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。



縦 3.0 cm×横 2.4 cm。  
6 か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真。  
画像を加工したものは不可。  
写真の裏面に、申請者の氏名を記入

提出日

令和〇年 〇月 〇日

申請者(登録者)情報

群馬県知事 殿

郵便番号 ( 371 - 8570 )

申請者 住所 群馬県前橋市大手町1-1-1

氏 名 群馬 太郎

受付年月日 登録番号

姓名の間は1マス空ける。  
フリガナのマス目は、濁点を1マスとして記入

◎申請者に関する事項

フリガナ	クニマ タロウ
氏名	群馬 太郎
生年月日	H 昭和=S 平成=H 令和=R
郵便番号	371-8570
住所市区町村コード	10201 群馬 都道府県 前橋 市 市区町村コードを定める市区町村名までを記入
住所	大手町1-1-1 市区町村コードを定める市区町村名以降の住所を記入。番地等は省略表記で記入【例】一丁目1番1号 → 1-1-1
電話番号	090-*****-*****
本籍市区町村コード	10464 群馬 都道府県 佐波 市 玉村 区町村
本籍	大字△△三丁目12番地1 市区町村コードを定める市区町村名以降の住所を記入。「身分証明書」に記載された本籍通りに記入【正しい例】大字三丁目12番地1 【誤りの例】3-12-1

◎実務経験に関する事項

実務経験先の免許証番号	00799999	商号又は名称	大臣不動産
実務経験先での職務内容	営業	「実務経験証明書」に記載の職務内容と同じ内容を記入	1~R040331
実務経験先の免許証番号	10(5)27243	商号又は名称	株式会社群馬県
実務経験先での職務内容	物件案内	期間	R050401~R070115
「実務経験証明書」に記載の期間と同じ期間を記入。申請時も従事している場合は、終わりの期間を「従業者名簿」の証明日と同じにする ※詳しくは、「実務経験証明書」の記載例の補足を参照			2年3月間
20日未満の日数は切り捨てる。 (例)1月1日~2月19日 → 1ヶ月 (例)1月1日~2月20日 → 2ヶ月			確認欄 * <input type="checkbox"/>

◎国土交通大臣の認定に関する事項

認定コード		認定年月日		「合格証書」に記載の合格年月日
-------	--	-------	--	-----------------

◎試験に関する事項

合格証書番号	12345678	合格年月日	R06年11月26日
--------	----------	-------	------------

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称	株式会社群馬県	現に宅地建物取引業者に従事している場合に記入
免許証番号	10(5)27243	大臣または都道府県名は2ケタコードで記入。大臣・都道府県コードは別ページ参照





# 登録申請書

(第一面)

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。



縦 3.0 cm×横 2.4 cm。  
6 か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真。  
画像を加工したものは不可。  
写真の裏面に、申請者の氏名を記入

提出日

令和〇年 〇月 〇日

申請者(登録者)情報

群馬県知事殿

郵便番号 ( 371 - 8570 )

申請者 住所 群馬県前橋市大手町1-1-1

氏名 群馬 太郎

受付年月日 登録番号

姓の間は1マス空ける。  
フリガナのマス目は、濁点を1マスとして記入

項番 ◎申請者に関する事項

フリガナ	クニマ タロウ
氏名	群馬 太郎
生年月日	H 昭和=S 平成=H 令和=R
郵便番号	371 - 8570
住所市区町村コード	10201 群馬 都道府(県) 前橋 (市) 郡区 区町村
住所	大手町1-1-1 市区町村コードを定める市区町村名以降の住所を記入。番地等は省略表記で記入【例】一丁目1番1号 → 1-1-1
電話番号	090 - * * * * - * * * *
本籍市区町村コード	10464 群馬 都道府(県) 佐波 (市) 郡区 玉村 区町村
本籍	大字△△三丁目12番地1 確認欄

◎実務経験に関する事項

12	実務経験先の免許証番号	( )	商号又は名称		期間				
	実務経験先での職務内容								
	実務経験先の免許証番号	( )	商号又は名称		期間				
	実務経験先での職務内容								
	実務経験先の免許証番号	( )	商号又は名称		期間				
	実務経験先での職務内容								
	合計				年		月		日間

◎国土交通大臣の認定に関する事項

13	認定コード	1	「認定コードは別ページ参照」
	認定年月日	R 07年 01月 15日	「合格証書」に記載の合格年月日

◎試験に関する事項

14	合格証書番号	12345678	「合格証書」に記載の合格証書番号
	合格年月日	R 06年 11月 26日	「実務講習修了証」に記載された修了年月日

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

15	商号又は名称	株式会社群馬県	現に宅地建物取引業者に従事している場合に記入
	免許証番号	10 (5) 27242	大臣または都道府県名は2ケタコードで記入。大臣・都道府県コードは別ページ参照

**(6) 登録申請の記載例(旧姓併記を希望する方)**

様式第五号 (第十四条の三関係)

(A4)

3 1 0

登録申請書

(第一面)

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。



令和〇年 〇月 〇日

群馬県知事 殿

郵便番号 ( 371 )  
申請者 住 所 群馬県前橋市大町1-1-1

戸籍上の姓の後に括弧書きで旧姓を記入

氏 名 群馬 [前橋] 太郎

戸籍上の姓の後に括弧書きで旧姓を記入。  
括弧と名前の間は1マス空ける。  
フリガナのマス目は、濁点を1マスとして記入

生 年 月 日

登録番号

項番 ①申請者に関する事項

フリガナ	クニマ [マエハシ] タロウ
氏 名	群馬 [前橋] 太郎
生 年 月 日	H 1 3 年 1 1 月 1 3 日
性 別	1.男 2.女
郵便番号	3 7 1 - 8 5 7 0
住所市区町村コード	1 0 2 0 1 群馬 都道府県 前橋 市 区町村

12

氏名欄以外については、  
(4)又は(5)の記載例を御確認ください。

実務経験先での職務内容	物件案内	期 間	R 0 5 0 4 0 1 ~ R 0 7 0 1 1 5
実務経験先の免許証番号	( )	商号又は名称	
実務経験先での職務内容		期 間	~
		合 計	2 年 3 月間

確認欄 \*

13

①国土交通大臣の認定に関する事項

認 定 コ ー ド

認定年月日 年 月 日 \*

14

②試験に関する事項

合格証書番号 1 2 3 4 5 6 7 8

合格年月日 R 0 6 年 1 1 月 2 6 日 \*

15

③業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称	株 式 会 社 群 馬 県
免許証番号	1 0 ( 5 ) 2 7 2 4 3

\*

## (7) 誓約書の記載例

様式第六号（第十四条の三関係）

### 誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号までに該当しない者であることを誓約します。

令和〇年 〇月 〇日

記載日

申請者(登録者)氏名

氏 名 群馬 太郎

群馬県知事 殿

**(8) 実務経験証明書の記載例**

様式第五号の二 (第十四条の三関係)

(A4)

実務経験証明書

実務経験先及び在職期間		証 明 者	
		(フリガナ) 被証明者氏名	グンマ タロウ 群馬 太郎
免許証番号	国土交通大臣(7)99999	免許証番号	国土交通大臣 (7)第99999号 <del>知事</del>
商号又は名称	大臣不動産		
職務内容	営業	商号又は名称	大臣不動産
従業者証明書番号	031001		
在職期間	令和3年10月1日から 令和4年3月31日まで 年 6月間	代表者氏名	国土 次郎
免許証番号	群馬県知事(5)27243	免許証番号	<del>国土交通大臣</del> (2)第50250号 群馬県知事
商号又は名称	株式会社群馬県		
職務内容	物件案内	商号又は名称	有限会社前橋
従業者証明書番号	012		
在職期間	令和5年4月1日から 令和7年1月15日まで 1年 9月間	代表者氏名	前橋 花子
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣 ( )第 号 知事
商号又は名称			
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	代表者氏名	
在職期間計		2年 3月間	

備考

- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者(法人であるときはその役員)であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。



# 実務経験証明書

実務経験先及び在職期間		証明者	
免許証番号	国土交通大臣(7)99999	免許証番号	国土交通大臣 (7)第99999号 <del>知事</del>
職務内容	大臣不動産 営業	商号又は名称	大臣不動産
在職期間	令和3年10月1日から 令和4年3月31日まで 年6月間	代表者氏名	国土 次郎
免許証番号	群馬県知事(5)27243	免許証番号	<del>国土交通大臣</del> (2)第50250号 群馬県知事
職務内容	株式会社群馬県 物件案内	商号又は名称	有限会社前橋
従業者証明書番号	012	代表者氏名	前橋 花子
在職期間	令和5年4月1日から 令和7年1月15日まで 1年9月間	代表者氏名	前橋 花子
免許証番号		代表者氏名	
商号又は名称		代表者氏名	
申請時でも事している場合は、在職期間の終わりの期間を「従業者名簿」に記載する証明日（原本の内容と相違ない旨を証明した日付）と同じにする。 ※申請書提出日ではありません。「登録申請書」の項番12も同様の期間を記入する。 (例)宅建業者に従事しながら、令和7年2月1日に登録申請書を提出する場合 【正しい例】「従業者名簿」の証明日:令和7年1月15日 在職期間の終わりの期間:令和7年1月15日 【誤りの例】「従業者名簿」の証明日:令和7年1月15日 在職期間の終わりの期間:令和7年2月1日		※注意※ 申請者が免許業者の代表者の場合は、他の宅建業者の代表者が証明する	
在職期間計	2年3月間	申請日から10年以内に2年以上の経験があること	

備考

- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときはその役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。



**(9) 従業者名簿(登録証明用)の記載例**

様式第八号の二 (第十七条の二関係)

従業者名簿

氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士 であるか否かの 別	この事務所の 従業者となった 年月日	この事務所の 従業者でなく なった年月日
群馬 太郎	男	H13.11.13	031001	営業		R3.10.1	R4.3.31
~~~~~							
~~~~~							
~~~~~							
~~~~~							

申請者が宅建業者(法人であるときは、その役員)の場合でも、この原本証明は宅建業者の代表者が行って差支えありません。(実務経験証明書は、ほかの宅建業者が証明する必要があります。)他の従業員の情報は黒塗りで提出しても構いません。

書の番号を記入すること。  
取引士である者には○印をつけること。  
うにしておくこと。

**原本の内容と相違ありません。**  
令和〇年〇月〇日  
大臣不動産 代表 国土 次郎



従業者名簿のコピーの余白に「原本の内容と相違ありません。」、  
証明日、業者名、代表者名を記載し、代表者印(角印不可)で証明すること。  
※ただし、従業者名簿の管理担当者及び責任者(管理担当者の属する部署の上席の者等)の氏名及び連絡先電話番号を記載したときは代表者印の省略可。

## (10) 市町村コード、大臣・都道府県コード、認定コード一覧

### 市町村コード(群馬県内)

市町名	コード	市町名	コード	市町名	コード	市町名	コード
前橋市	10201	富岡市	10210	甘楽町	10384	昭和村	10448
高崎市	10202	安中市	10211	中之条町	10421	みなかみ町	10449
桐生市	10203	みどり市	10212	長野原町	10424	玉村町	10464
伊勢崎市	10204	榛東村	10344	嬭恋村	10425	板倉町	10521
太田市	10205	吉岡町	10345	草津町	10426	明和町	10522
沼田市	10206	上野村	10366	高山村	10428	千代田町	10523
館林市	10207	神流町	10367	東吾妻町	10429	大泉町	10524
渋川市	10208	下仁田町	10382	片品村	10443	邑楽町	10525
藤岡市	10209	南牧村	10383	川場村	10444		

### 市区町村コード(全国)

総務省ホームページ掲載の『全国地方公共団体コード』にて御確認をお願いします。

<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

総務省 HP『全国地方公共団体コード』→



※PDF ファイルに記載の「団体コード」が市区町村コードにあたります。

6桁の数字が記載されていますが、申請書には上5桁までを御記入ください。

【例】北海道札幌市 団体コード 011002 → 申請書記入 市区町村コード 01100

### 大臣・都道府県コード

申請書の項番 12 又は 15 に該当する場合は、宅地建物取引業者の免許証番号の記入が必要です。免許証番号の上2桁は、下記に掲げる免許権者のコードが入ります。

【記入例】群馬県知事(5)第027243号の場合

1	0
---	---

 (5) 

0	2	7	2	4	3
---	---	---	---	---	---

免許権者コード

コード	大臣・都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県
00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

## 認定コード

申請書の項番13に記入する場合は、該当する認定コード1桁を御記入ください。

【記入例】登録実務講習を修了した場合

認定コード	1
-------	---

コード	認定種別
1	国土交通大臣が指定する宅地又は建物の取引に関する実務についての講習を修了した者
2	国、地方公共団体又はこれらの出資に伴い設立された法人における宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に主として従事した期間が通算して2年以上ある者
3	上記に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地建物取引業法第18条第1項に規定する宅地又は建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められた者